

入会及び退会規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人合気道昭和道場が運営する合気道教室（以下「本会」と称する。）の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会及び手続)

第2条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に所定の事項を記載して、一般社団法人合気道昭和道場代表理事たる道場長（以下「道場長」という。）に対して提出する。

2 入会基準は、合気道の稽古をする意思のある者とする。

3 本条第1項の申込に対して、道場長は、入会申込者が本会の会員としてふさわしくないと認められる事由がないこと等を確認の上、入会の可否を決定し、その結果を入会申込者に通知するものとする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第3条 第2条に定める手続を経て入会を認められた者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 第2条1項に定める入会申込書に記載した内容に変更があった場合には、当該会員は、本会に速やかに届け出なければならない。

3 名簿は道場長が管理する。

(会費)

第4条 入会金・会費等の額は別途月謝・入会金規定に定める。

2 会費は、稽古月の初日の前日を納入期限とする（前払）。

3 休会届の提出があった場合はその届出に記載された期間につき会費を停止する。

4 納入された会費は返納しない。ただし、退会又は休会に際し、事務処理の関係で引落停止の処理が間に合わなかった場合にはこの限りでない。

5 会費の納入は原則として口座振替（毎月27日に翌月分を振替。当該日が休日の場合には翌日以降の営業日）とする。ただしやむを得ない理由があるときはこの限りでない。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、いつでも退会することができる。この場合、退会の日の前月10日までに道場長に退会届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。

2 正当な理由なく会費を2か月以上滞納した者は、除名とする。

3 セクハラや故意に稽古相手を負傷させるなど、迷惑行為をした者は、除名とする。

(再入会)

第6条 退会した者が再入会を希望する場合は改めて入会申込書を提出することを要する。退会届を提出して退会后、3年以内の再入会については、入会金を免除する。

2 除名された者の再入会は認めない。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則 この規定は令和3年4月1日から施行する。